

桶屋事務所だより



編集 発行人
桶屋税理士事務所
 税理士 **桶屋泰三**
 〒930-0096
 富山市舟橋北町7-15
 TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

資本的支出と修繕費

税務調査でもトラブルに

税務調査では、修繕費が資本的支出かの判断でトラブルになることが少なくありません。

所得税においては、業務用の建物、車両運搬具などの修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の価値や耐久性を増加させることとなると認められる部分に対応する金額は資本的支出とされ、その固定資産の通常の維持管理のため又はその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費と

されます。

ただし、その区分をすることは容易ではないため、実際には、次のような区分により判断しています。

原則として資本的支出に該当するもの

建物の避難階段の取付け等物理的に付加した部分の金額

用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した金額

少額又は周期の短い費用の取扱い

一の計画に基づき同一の

固定資産について行う修理改良等が次のいずれかに該当する場合で、これを修繕費として所得の計算をしたときは必要経費に算入され

ます。
 その一の修理、改良等のために要した金額（二年以上にわたって行われるときは各年ごとに要した金額）が二〇万円未満の場合

その修理、改良等がおおむね三年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合

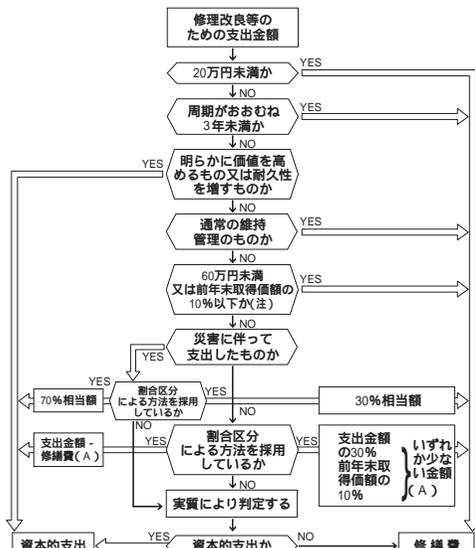
形式的区分基準
 一の修理、改良等のために要した金額のうちに資本

的支出であるか修繕費であるか明らかでない金額があり、その金額が次のいずれかに該当する場合で、これを修繕費として所得の計算をしたときは必要経費に算入されます。

その金額が六〇万円未満の場合

その金額が修理、改良等の対象とした固定資産の前年末における取得価額のおおむね一〇%相当額以下である場合

資本的支出と修繕費の区



(注)「前年末取得価額」とは、原則として前年12月31日に有する固定資産の原始取得価額に既往のその固定資産につき支出された資本的支出額を加算したものです。

分の特例

上記の基準に該当しないものについても、一の修理改良等のために要した金額のうちに区分が明らかでないものがある場合には、継続してその金額の三〇%相当額とその修理、改良等をした固定資産の前年末の取得価額の一〇%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出としているときは、その処理が認められます。

税務調査のポイント

秋は税務調査のシーズン

秋は税務調査の最も多いシーズンです。

そこで、税務調査のポイントを整理してみます。

税務調査の種類

税務調査は大体、図表1のように区別されます。

強制調査

計画的で悪質な脱税犯について、任意の調査では適正な課税が実現できないと判断される場合に、裁判所の許可状を得て行われる調査です。国税犯則取締法による強制力を持っており、通常「査察」（マルサ）と呼ばれ、国税局が担当し、通告処分または告発を最終目的とし、臨検、捜査、差押え等の権限が認められています。

任意調査

に対する言葉で、一般の税務調査をいいます。脱税犯に対する調査と異なり、適正・公平な課税のために行われるものですから、質問検査権として認められる範囲において納税者の同意を得て行われるものです。ただし、正当な理由なく調査拒否などを行うと罰則が適用されますので、「間接強制を伴う任意調査」といわれています。

準備調査

実地調査（臨場調査）着手前の準備的な調査で納税者から提出された確定申告書や蓄積した資料情報などをもとに行います。納税者の過去の税歴（申告漏れや滞納がなかったか）、経営者のデータ、申告書における特異な科目や金額、

比率等の計数などが、分析、検討され、どこに調査のポイントを置つか絞り込まれます。

実地調査

納税者の事務所や店舗などに出向いて行う調査で、一般の税務調査は通常この実地調査を指しています。この中に、次の「現況調査」、「反面調査」等が含まれます。

現況調査

納税者に対する事前通知が無く行われる税務調査で、納税者のナマの姿を見ることを目的としています。

反面調査

納税者自身の調査だけでは不審点が解明できない場合、あるいは納税者が調査に素直に応じない場合などに認められている取引先や銀行などへの補完的調査をいいます。

最近の税務調査のポイント

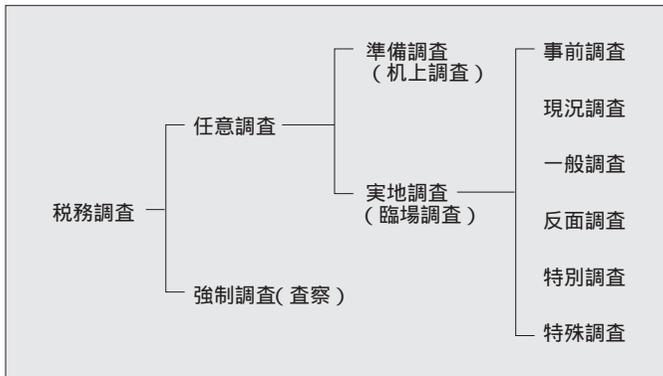
主要な勘定科目の税務調査のポイントを示すと図表2のようになりますが、最近の傾向として次の

点あげられます。

組織図の提示を求められ、担当者に直接確認することが多くなっていますので、責任担当を明確にし、証拠資料を整備しておく必要があります。

消費税、特に原則課税については、収入側の課税、非課税、不課税の区別、支出側の課税仕入れに誤りがないかどうかの確認が重要になってきています。

図表1 税務調査の種類



経営者の特殊関係使用人については、役員でなくてもその給与が他の使用人と比べて不相当に高額でないかのチェックも行われます。

調査への対応

調査日は変更できる

任意調査は、あくまでも行政レベルのもので、調査に当たってはできる限り納税者の事情が考慮されるのが当然です。

したがって、どうしても当日調査に応じることができない正当な



理由（冠婚葬祭、重要な商談等）があれば、延期の申出をすることが可能です。

調査理由を聞く

税務調査は、申告の適正性を確認するためのものですから、通常、調査理由を教えてください。

調査理由（売上減少、外注費急増等）を確認し、税務署の抱えている疑問点に誠意をもって答えることが調査を早く終わらせるコツといえます。

金庫等の調査

任意調査の場合、納税者の同意なく机や金庫の中を調べることはできません。しかし、やましい点があれば、拒否せず見せた方が信頼関係が生まれ、調査がスムーズに進むことになると思われます。

昼食の対応

意外と気になる点ですが、税務署員の場合、納税者から接待を受けると収賄罪に問われるおそれがあります。

そこで、出前を勝手に頼んで強要したりすることのないようにしたいものです。

図表2 勘定科目別税務調査のポイント(抜粋)

勘定科目	税務調査のポイント	日頃の対応
現金	現金保有高と金銭出納帳の残高との突合 一括の現金売上はその証拠資料の保管状況をチェックされる	金種票 責任者の確認印 個人と会社の区別 仮払金の精算方式を確立 レシート等の保存整理
預金	銀行残高証明書の添付と突合 借入金が担保と不適合の場合、その理由(簿外資産の有無等)がチェックされる	領収書等の保存 当座勘定調整表の作成
たな卸資産	原始記録のチェック	たな卸表の保存
売上	締後分の計上 請求書との突合 売上高の計上時期が適切か 取引相手との金額照合	売掛金残高照合表 領収書に一連番号をつける
仕入	仕入高の月別比較、前年同月比較 仕入割戻しの検討 商品受払簿のチェック	移動が著しい場合、内容の確認
外注加工費	領収書の真実性のチェック 請求書、出面帳等のチェック	出面帳の整備
役員給与	議事録のチェック 役員退職金の相当額のチェック	議事録の整備 計算根拠の保存
交際費等	飲食関係の領収書で高額なものは相手先と内容がチェックされる 他の科目に含まれていないか	領収書に目的、人数等を書いておく 交際費等取扱規程
保険料	積立金となるものがないか	契約書の整理と確認
福利厚生費	現物給与となるものがないか	
租税公課	罰料金の処理 消費税の処理は適切か	損金にならない項目のチェック 計算明細書の保存
消耗品費	10万円以上のものが含まれていないか	
貸倒損失	基本通達の条件に合致しているか	根拠資料の保存

自動車事故による 損害賠償金の取扱い

Q 同族会社の役員甲は、業務中に自動車を運転していて人身事故を起こしてしまいました。甲には重大な過失はないものの一定の過失は認められ、損害賠償金を負担する義務がありますが、この損害賠償金を当社で負担することとなりました。また、被害者との示談が成立しておらず、損害賠償額は決定していませんが、まず、被害者に対して治療費の内金を支払うこととしました。この場合の当社が負担する損害賠償金等の税務上の取扱いはどのようになるのでしょうか？

A 法人の役員又は使用人の行為等によって他人に与えた損害について法人がその損害賠償金を支出した場合に、その行為等が法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づ

かないものであるときは、その支出した損害賠償金の額は、給与以外の損金の額に算入されることとなります。

なお、法人が支払う損害賠償金の額の損金算入時期は、原則としてその損害賠償金の額が確定した日となるのですが、自動車による人身事故の場合は、示談等による損害賠償金の額の確定までに長期間を要することが多いことから、損害賠償金の一部にあたるものとされる治療費や休業補償費等を内払いとして支出した場合には、たとえ、それが示談等による損害賠償金の額の確定前であったとしても、その支出日の損金の額に算入することができます。

この場合、損金の額に算入した金額に見合う保険金額を益金の額に算入する必要があります。

従いまして、貴社の場合は、被害者に対して支出した治療費の内金は、損金の額に算入し、受け取る見込みのある保険金があるときは、その支払額に見合う額を益金の額に算入することとなります。

使用貸借に係る貸宅地の評価

子供が親の所有する土地を無償で借りて、居住用家屋を建て、そこに住むということはよくあります。ここでは、そのような状態で、親からの相続が発生した場合のその土地の評価について考えてみます。通常、相続財産の中に、他人に建物の所有を目的として賃貸している土地がある場合には、その土地は貸宅地として次の算式で評価額が算定されます。

貸宅地の価額
＝ 自用地価額 × (1 - 借地権割合)
これにより、相続財産を減少させる効果があります。
しかし、今回のケースでは、土地を使用貸借として評価するので、この土地は自用地として評価することとなりますので注意が必要です。
相続対策として土地を他人に使用させる場合、一定の賃料を收受する必要があります。ポイントです。

商品を下取りしたときの消費税の取扱い

消費者に商品の販売をした際、消費者がその商品購入時まで使用してきた物品を販売業者が下取りをする場合がよくあります。

この場合の消費税法の取扱いは、商品の売上（課税資産であれば課税売上）と下取りによる商品の仕入（課税資産であれば課税仕入れ）の二つの取引に区分することとなります。
つまり、下取りは、差引後の純

額で認識する値引きとは取扱いが異なり、総額（両建て）で認識しなければならぬということになります。

これは当事者が簡易課税制度を選択している場合、課税売上高に影響するため要注意です。
なお、取引相手が課税事業者か免税事業者かどうかは、当事者の消費税法上の取扱いには影響しないという点にも留意が必要です。